

持続的な農業生産体制構築促進事業にかかるQ&A

No.	区 分	質 問	回 答
1	その他	持続的な農業生産体制構築促進事業の名称が長い が略称は	略称については、「持続的な」とする ※「持続的」とであると他事業と混同するため
2	事業申請	産地計画策定単位での計画申請とあるが、産地部会 が複数市町をまたいでいる。市町単位で申請したいが 可能か。	本事業においては、原則として産地単位でとりまとめて申請することをお願いしている ところであるが、市町の予算措置の問題等、「やむを得ない場合」と判断される場合 は、市町単位での分割申請を認めているところである。なお、1産地を同一市町内で 旧町単位等で分割して申請することは認められません。
3	事業申請	産地計画や水田農業産地計画が未策定の場合、12 月までに作成するという条件で事業要望が可能か	要望調査時点においては、見込みで構わないが、今回の計画の見直しに際し、既策 定産地についても、新たに策定する必要があり、7月末を目途に提出を求めていると ころである。 なお、12月までに策定を求めるのはポイント加算の対象としている、「産地計画構成 員取組計画」である。なお、水田計画における重点推進対象者リストについては、本 体計画と併せて7月末までに提出願いたい。
4	要望調査	要望調査は振興局経由となるのか、また、振興局を経 由する場合の提出期限はどのようになるのか	要望調査については、振興局ポイントも付与するため、振興局経由での提出となる。ま た、市町から振興局への報告期限を3/31(火)とし、振興局から農産園芸課への提 出期限を4/6(月)とする見込みである
5	成果目標	成果目標の目標年度は翌年度か	成果目標の目標年度は、事業実施の翌々年度(令和10年度)としております。
6	成果目標	導入機器類の効果と成果目標との整合性にかかる考 え方いかん	成果目標については、導入機器の効果のみならず、取組主体の様々な自発的な改善 の取組を含めたものと考えており、機器類のカatalog数値と成果目標との直接的な整 合性は問わない。ただし、全く関連がないものについては、計画申請時に内容を確認 させて頂きたい

7	成果目標	複数の事業区分で取り組む場合の成果目標は、複数設定する必要があるか	複数の取組の場合でも成果目標は1つで構いません。ただし、成果目標にかかる資料に記載のとおり水色塗りつぶしの項目から選定する必要があります。 ※なお、複数の成果目標を設定することを否定するものではない
8	補助上限金額	複数の機器等や複数区分で取り組む場合も補助上限は500万円/取組主体となるのか	1取組主体あたりの補助上限金額は500万円であり、複数の機器類、複数区分、複数の品目等で取り組む場合は合算した金額となります。 なお、個人の取組に加えて、農業者が組織する団体の構成員としても事業に取り組む場合にあっては、その金額も合算する必要がありますが、具体的な計算方法等については、個別協議とする
9	補助対象機器等	乗用草刈機について果樹で対象となっているが、お茶の乗用管理機につける除草アタッチメントは対象とできるか	採択基準に示した対象品目が基本となるが、記載のない品目については、協議の上、対象となる可能性もあるため、各品目担当と具体的な協議をお願いしたい
10	補助対象機器等	白菜ハウスの自動換気装置については、補助対象となり得るのか	採択基準に示した対象品目が基本となるが、記載のない品目については、協議の上、対象となる可能性と整理しているが、自動換気装置は生産性向上対策のメニューに位置付けられており、環境制御技術の一貫として単収や品質の向上が認められる品目を対象としているところであり、省力化効果を主とした取組については対象とは認められない。  なお、【生産向上対策のうちレーザーレベラー以外の取組については、炭酸ガス発生装置の導入を要件とする(次年度以降の見込み不可)】として対応したい
11	補助対象機器等	取組主体が農業者1名でも可能なような説明であったが、取組主体それぞれで希望する設備の仕様や機械等の機種は異なっても大丈夫か	必ずしも同一の仕様とすることは求めないが、本事業は産地単位での取組であることや入札事務の円滑化等を考慮すれば、一定、整理した方が好ましいと考える
12	補助対象機器等	複数同時作業機の考え方について、耕うんと深耕を同時に行う機械については対象となるか	同時作業については、長崎県農林業基準技術の作業の種類をベースとして考えており、耕うんおよび深耕は「耕うん整地」の括りと考えるため、不可である。 なお、想定としては、「耕うん整地(畝立て)」+「施肥」や「施肥」+「播種」、「畝立て」+「マルチ」等を考えているところであるが、個別案件については相談頂きたい

13	補助対象機器等	複数同時作業機を牽引するトラクター本体は対象となるか	本事業においては、トラクターは対象外
14	補助対象機器等	細霧冷房装置の効果を高めるために、同時に循環扇を導入したいが対象となるか	本事業においては、循環扇は対象外
15	補助対象機器等	機械によっては、発注からかなりの時間を要するようであるが、年度内に完了（納品）できない場合は、どうなるか。	持続的な農業生産体制構築促進事業については、国の重点支援交付金を活用しており、予算的にはR7→R8の繰越予算となるため、再度の繰越は困難であり、年度内の完了が必須であることから、年度内に納品ができないものについては、事業対象となり得ない。
16	補助対象機器等	統合（複合）環境制御装置に関して、想定は、長崎型（システムファイブ）、プロファインダーNext80（誠和）、ハウスナビアドバンス（ニッポー）等数社のものではないか	記載のもの以外でも、山口県の試験場で実証されたEvoマスターやウルトラエースシリーズ等でも可です。生産者の方の希望や機能等を考慮し、適正な機器を推進して頂きたい。
17	補助対象機器等	統合（複合）環境制御装置本体のみでなく、各種装置との連動のための工賃、電気工事まで含めることは可能か	補助対象とすることは可能
18	補助対象機器等	ハウスリノベーションに関して、昨年までと同様に、補修のみは対象ではなく、必ず“補強”を含める必要があるのか	ハウスリノベーション対策については、現行の基準を流用するため、これまでと同様に「補強」が必須である
19	補助対象機器等	リノベーション対策として、軟質フィルムから硬質フィルム張替への希望があるが、対象となるか また、硬質フィルム張替に必要となる固定用のレール等は対象となり得るか	これまでの長寿命化対策と同様、骨組みとなる基礎、鉄骨、パイプ、水平張り、谷柱の補強等を対象としており、被覆資材の更新・機能向上は補助対象とならない 硬質フィルムへの張替に必要となる資材であるため、補助対象とならない ※農業資材価格高騰対策緊急支援事業の規定に準ずる
20	補助対象機器等	鉢物の底面給水C鋼は対象となるか	本事業においては、事業の目的から新たな施設（構築物）の整備自体を補助対象としていない（ただし、防油提を除く）
21	補助対象機器等	いちご高設栽培システム（新設）は可能でしょうか。	本事業においては、事業の目的から新たな施設（構築物）の整備自体を補助対象としていない（ただし、防油提を除く）ため、補助対象外

22	補助要件	環境制御装置・測定機器のみ導入は可能でしょうか。また、これまでありました炭酸ガス発生装置などの必須要件は無くなったでよろしいでしょうか。	これまでの必須要件は設けませんが、統合（複合）環境制御装置を効果を発現するため、自動換気装置や炭酸ガス発生装置は併せて導入されているものと考えます。なお、環境測定装置については、補助対象外。
23	補助対象機器等	自動換気装置ですが、アスパラガスに導入可能でしょうか	採択基準に示した対象品目が基本となるが、記載のない品目については、協議の上、対象となる可能性と整理しているが、自動換気装置は生産性向上対策のメニューに位置付けられており、環境制御技術の一貫として単収や品質の向上が認められる品目を対象としているところであり、省力化効果を主とした取組については対象とは認められない。  なお、【生産向上対策のうちレーザーレベラー以外の取組については、炭酸ガス発生装置の導入を要件とする（次年度以降の見込み不可）】として、対応したい
24	補助対象機器等	いちご夜冷装置は事業対象でしょうか（新設）。	本事業においては、事業の目的から新たな施設（構築物）の整備自体を補助対象としていない（ただし、防油提を除く）ため、補助対象外
25	補助対象機器等	ミニトマトの隔離ベット（ヤシ殻パック+高設栽培システム）は事業対象となりませんか。 17a 見積もりでは470万円	本事業においては、事業の目的から新たな施設（構築物）の整備自体を補助対象としていない（ただし、防油提を除く）ため、補助対象外
26	補助対象機器等	収穫機ですが、80a以上作付面積増できれば、既存の機械があっても事業可能でしょうか。もしくは、現行機械は耐用年数を経過しているため、新たに事業で機械を導入してもいいでしょうか（この場合は規模拡大ではなく現状栽培面積80a以上の方）。	通常の補助事業と同様に耐用年数の経過した場合であっても、単純更新の取組は補助対象とは認められません。なお、規模拡大を行う場合にあっては、既存機械の能力等を考慮し、導入の必要性について検討ください。
27	補助対象機器等	いちご高設栽培システムの対象は、長崎型Ⅰ、Ⅱ、アグリリス型、るんるんベンチでしょうか。	いちご高設栽培システムの移転、リノベーションの対象については、システムは問いません。
28	補助対象機器等	確認ですが、重油漏れ対策に重油タンクは対象外でよろしいでしょうか。	重油タンクは対象外

29	補助要件	ハウスのリノベーション(補修)について 対象ハウスは建設後32年という規定は無く、建設後32年以上のハウスも事業可能でよろしいか。	農業資材価格高騰対策緊急支援事業の規定に準じますので、事業の対象は、法定耐用年数を経過し建設から32年以内かつ補強の取組みを行う施設とします。なお、補助対象事業費についても、同規定に準ずる
30	要望調査	1000万円農家の支援対象はどう設定すればいいでしょうか。産地計画に入っていればいいのか、フォローアップしている農家か、産地計画達成5名なのか。また支援対象者の生産支援実績等報告が必要か。	1000万円農家については、各振興局におけるR8年度のリストアップ対象者となります。なお、振興局より支援対象者リストを別途、提出頂く予定
31	成果目標	いちご高設栽培システム移転の場合、規模拡大を目標にしてもよろしいか。	備考欄については、あくまで考え方を記載したものであり、リノベーション対策に取り組む場合にあって、記載の5項目から選択可能。よって、規模拡大の目標をしても問題ない
32	補助対象機器等	いちご株冷用体制整備(コンテナ)については、農業者も対象となるか	いちご株冷用体制整備の取組主体はJAのみであり、個別の農業者は対象外
33	補助対象機器等	自動換気装置ですが、にがうりに導入可能でしょうか	採択基準に示した対象品目が基本となるが、記載のない品目については、協議の上、対象となる可能性と整理しているが、自動換気装置は生産性向上対策のメニューに位置付けられており、環境制御技術の一貫として単収や品質の向上が認められる品目を対象としているところであり、省力化効果を主とした取組については対象とは認められない。  なお、【生産向上対策のうちレーザーレベラー以外の取組については、炭酸ガス発生装置の導入を要件とする(次年度以降の見込み不可)】として対応したい
34	補助対象機器等	省力化対策でドローンのも導入可となっており、野菜5ha以上となっているが複数品目で5haは可能なのか?(例)たまねぎ3ha+ばれいしょ3ha	野菜の複数品目の合計で5ha以上であれば問題ない。ただし、野菜と水稻等の組合せの場合は、合算は認めず、単一分類で下限受益面積を満たさない場合は、別途、規模決定根拠の提出を求め、対象となり得るか協議が必要となる

35	事業申請	市予算を当初予算では確保していないが、補正見込みとして事業計画の提出や交付申請を行ってよいか	<p>予算が確保されていない場合の可能となる申請行為については、各市町および各地域協議会の判断に委ねますので、市として対応可能であれば、予算未確保の状態での事業計画申請、交付申請についても認めます。</p> <p>なお、1回目の要望調査のスケジュール案としては、以下のとおりを想定しております（変更の可能性あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・～4/6: 要望調査提出（振興局→農産園芸課）</li> <li>・～4/10: 内報</li> <li>・以降は計画協議を市町単位で実施するため、計画申請のタイミングによるが、スムーズに申請いただければ、4月中の計画承認・内示は可能だと考える。また、2回目以降も同様の流れとなるため、円滑な事務の執行につながるよう協力いただきたい。</li> </ul>
36	補助対象機器等	自走式防除機について、施設野菜での導入も可能か	採択基準に示した対象品目が基本となるが、記載のない品目については、協議の上、対象となる可能性もあるため、各品目担当と具体的な協議をお願いしたい
37	補助対象機器等	いちごの夜冷施設の補改修は対象となるか。また、夜冷処理に用いるコンテナは対象となるか	いちご夜冷施設は対象外、同じくコンテナも対象外
38	補助対象機器等	モニタリング装置は対象外となるのか	本事業においては補助対象外
39	補助対象機器等	自動換気装置について、環境制御機器との組み合わせでなく単独でも導入可能か	<p>単独での導入も可能である。ただし、自動換気装置は生産性向上対策のメニューに位置付けており、環境制御技術の一貫として単収や品質の向上が認められる品目を対象としているところであり、対象の品目であったとしても、省力化効果を主とした取組については対象とは認められない。</p> <p>なお、【生産向上対策のうちレーザーレベラー以外の取組については、炭酸ガス発生装置の導入を要件とする（次年度以降の見込み不可）】として対応したい</p>
40	補助対象機器等	光防除はUV-Bのみか	UV-Bのみを対象とし、赤色LED等は対象外
41	要望調査	ポイント配分について、1000万円農家の支援対象者については、既に達成している者は対象外か	1000万円農家については、各振興局におけるR8年度のリストアップ対象者となります。なお、振興局より支援対象者リストを別途、提出頂く予定

42	事業申請	佐世保花き農協は3月で解散。産地計画としては佐世保花き農協で出している品目がある。今ある産地計画で出してよいか。	チャレンジ園芸1000億達成計画は令和7年度をもって終了するため、全ての産地において新たな産地計画の策定が要件となる。なお、当面は策定見込みで可とするが、新たな産地計画については7月末までに策定することとしているため、期限までの策定をお願いしたい。
43	事業申請	産地計画書について、新たな計画を作成するものはいつまでに策定すれば補助対象となるか。	チャレンジ園芸1000億達成計画は令和7年度をもって終了するため、全ての産地において新たな産地計画の策定が要件となる。なお、当面は策定見込みで可とするが、新たな産地計画については7月末までに策定することとしているため、期限までの策定をお願いしたい。
44	事業申請	いちごハウスの移転と併せて自動換気装置も新たに設置したい要望があるが、見積書は事業区分ごとにわけべきか	本件については、一体的に施工を行った方が事業費の低減や円滑な事業執行につながるものと考えられるため、一体的な見積書で可と判断する
45	補助対象機器等	これまではSRHまでが長寿命化の対象であったが、今回の事業においても屋根型温室は補助対象外か	農業資材価格高騰対策緊急支援事業においても、今年度途中に運用を見直し、屋根型温室についても支援対象としたところである。ただし、補助対象上限についてはSRHと同じ整理となるため、留意願いたい
46	補助対象機器等	いちご高設栽培施設の補改修の補助対象の範囲は	あくまで補改修を対象としたものであり、本体躯体を全面的にやり替えるものは対象としない。長崎型を例にすれば地際パイプの補強や一部交換、培地やラブシート、マルチの交換、発砲の一部交換、温湯機の交換を補助対象としたい。他のシステム等についても、同様の基準としたいが、具体的な事案があれば相談いただきたい。

47	補助上限金額	リノベーション対策について、上限事業費は今回はないのか	<p>リノベーション対策については、農業資材価格高騰対策緊急支援事業の規定に準じて運用することとしており、ハウス規格毎に補助上限事業費を設けることとしている</p> <p>(ハウスの長寿命化)</p> <table border="0"> <tr> <td>単棟ハウス</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>連棟標準型</td> <td>2,492千円</td> </tr> <tr> <td>連棟補強Ⅰ型(HK)</td> <td>3,192千円</td> </tr> <tr> <td>連棟補強Ⅱ型(SRH)以上</td> <td>3,495千円</td> </tr> </table> <p>(ハウスの移転)</p> <table border="0"> <tr> <td>単棟ハウス</td> <td>2,842千円</td> </tr> <tr> <td>連棟標準型</td> <td>4,085千円</td> </tr> <tr> <td>連棟補強Ⅰ型(HK)</td> <td>5,106千円</td> </tr> <tr> <td>連棟補強Ⅱ型(SRH)以上</td> <td>4,964千円</td> </tr> </table> <p>なお、いちご高設栽培の補改修、移転については、設定するための基準がないため、上限事業費は設けませんが、経済性等を考慮し、適正な運用をお願いしたい</p>	単棟ハウス	1,596千円	連棟標準型	2,492千円	連棟補強Ⅰ型(HK)	3,192千円	連棟補強Ⅱ型(SRH)以上	3,495千円	単棟ハウス	2,842千円	連棟標準型	4,085千円	連棟補強Ⅰ型(HK)	5,106千円	連棟補強Ⅱ型(SRH)以上	4,964千円
単棟ハウス	1,596千円																		
連棟標準型	2,492千円																		
連棟補強Ⅰ型(HK)	3,192千円																		
連棟補強Ⅱ型(SRH)以上	3,495千円																		
単棟ハウス	2,842千円																		
連棟標準型	4,085千円																		
連棟補強Ⅰ型(HK)	5,106千円																		
連棟補強Ⅱ型(SRH)以上	4,964千円																		
48	補助対象機器等	いちご株冷用体制整備(改修)とは具体的に何を想定しているのか	JAが所有する既存の冷蔵庫や米倉庫等をいちご株冷処理に活用するために行う改修工事を補助対象としている。なお、具体的には既存冷蔵庫への過湿装置の追加や米倉庫への冷媒の追加等である。																
49	補助要件	過去に農業資材価格高騰対策緊急支援事業に取り組んだ者が再度、取り組むことは可能か	本事業は、新たな視点で取り組む新規事業であり、事業要件を満たした者であれば過去の取組いかんに関わらず、取組可能である																
50	入札事務	この事業については、産地単位で産地事業計画を策定し取り組むこととなっており、JA部会の場合は計画策定にはJAが関与すると思われるが、JAが入札に入ることは可能か	他の補助事業と同様にJAの入札参加については否定はされないが、公平・公正な入札事務が行われるよう十分に配慮いただきたい。 ※JAが入札に入ることが想定される場合にあっては、取組主体における機種選定や指名業者選定等への関与については、厳に謹んでいただく必要がある。																

51	補助対象機器等	<p>農業用油流出対策の油配管の地上化において、地下配管の撤去費用は対象となるか。また、地上化、防油堤単体での取組は対象となるか。</p>	<p>本事業においては、新たな地上配管および防油堤の設置を補助対象としており、既存配管の撤去については補助対象外とする。          なお、既に地上配管化、防油堤設置が済んでいる場合にあっては、それぞれ単体での取組を可とするが、事業に取り組む場合は、必ず地上化と防油堤設置が適切に行われている必要がある。</p> <p>例) 地下配管のまま、新たに防油堤のみの設置は不可          防油堤未設置のまま、地上配管化は不可(法令上、防油堤不要の場合も含む)</p>
52	事業事務	<p>要望が予算を越えた場合の予算配分については、どうなるのか</p>	<p>説明会の折に示したとおり、ポイント上位から予算の配分を行うが、要望額が予算を超える場合は、以下のルールにて対象の取組主体まで満額配分を行い、シェア配分は行わない</p> <p>■満額配分が可能なポイントまで予算を配分し、次点ポイントの者については、</p> <p>①市町の優先順位が高い産地の取組(要望調査様式2)          ②生産性向上対策の取組          ③補助対象事業費が小さい取組の順に優先して予算を配分することとする</p> <p>・なお、特段の事情がある場合にあっては、農林部内での協議を行った上で、配分を行うことを可能とする</p>
53	補助対象機器等	<p>生産性向上対策の各種機器の導入については、環境制御技術としての記載はないが、自動換気の質問への回答では環境制御技術としての位置づけとなっている、考え方について示してもらいたい。</p>	<p>生産性向上対策のうち、レーザーレベラーを除く機器類については、全て環境制御技術の取組と整理していただきたい。</p> <p>なお、当該機器については、R7年度で終了となる「農業資材価格高騰対策緊急支援事業」および「ながさき農業デジタル化促進事業」における【既存・新設問わず環境測定機器及び炭酸ガス発生装置を導入することを要件とする】については、【生産性向上対策のうちレーザーレベラー以外の取組については、炭酸ガス発生装置の導入を要件とする(次年度以降の見込み不可)】へ変更し、対応したい</p>

54	補助対象機器等	<p>自動換気装置について、土壌からの炭酸ガス供給と適正な温度管理による単収および品質向上効果が公的な研究機関からも示されている品目についても対象とならないのか</p> <p>例) にかうり</p>	<p>他の回答と同様に施策として環境制御技術の普及・推進していくための支援策であり、温度管理の改善による単収向上、品質向上が認められる品目であっても、炭酸ガス施用を含めた環境制御技術との整理ができない場合にあっては補助対象にはできない。</p> <p>なお、【生産向上対策のうちレーザーレベラー以外の取組については、炭酸ガス発生装置の導入を要件とする(次年度以降の見込み不可)】と規定して対応したい</p>
55	補助対象機器等	<p>ダッチジェットは炭酸ガス発生装置として補助対象となるか</p>	<p>暖房機としての機能も有しているため、一般的な炭酸ガス発生装置よりも高価であり、農産園芸課の内規で設定している炭酸ガス発生装置の基準額を超えることが見込まれることから、費用対効果および規模決定根拠を求めるとともに、具体的な使用方法が環境制御技術の観点から妥当かどうか協議を行うこととしたい。</p> <p>なお、暖房機としての利用を主とした取組である場合、補助対象外と整理します。</p>
56	補助要件	<p>新規就農者の資金借受の関係上、個人ではなく3戸で任意組合を組織し、事業に取り組みたいが可能であるか</p>	<p>産地計画等を構成する農業者およびその農業者が組織する団体を取組主体としているところであり、任意組合での取組も可能である。ただし、受益3戸での取組であったとしても、500万円/取組主体との整理であることに留意頂きたい。</p> <p>なお、任意組合の構成員が個人を取組主体として取り組むことも可とするが、場合にあっては任意組合分の事業費も補助金上限額に加味する必要があるため、適切な事務処理をお願いしたい。</p> <p>また、3戸それぞれで機器類等を導入する場合にあっては、共同利用のポイントは付加できない。</p>
57	補助対象機器等	<p>補助対象機器類として示されていない、ラジコン動噴当は補助対象とならないのか</p>	<p>対象品目の追加については、別途協議を行った上で対象とすることは可能と整理をしているところであるが、補助対象機器類自体は示しているとおりであり、機器類の追加はできない。</p>

58	補助対象機器等	複数の者で任意組合を組織して取り組む場合、下限受益面積は構成員の面積の合計で越えれば良いのか	機械等を共同利用するということであれば、それで問題ない。なお、下限受益面積は1台あたりの受益面積を示しているため、複数台導入する場合にあっては、その台数分を乗じた面積が必要だと理解いただきたい。
59	補助対象機器等	屋根型温室について、長寿命化に取り組む場合に施工基準が設定されていないが、どのように考えれば良いか。	低コスト耐候性ハウスや屋根型温室については、施行基準を設定していないため、SRHの規格の基準（補強要件や補修箇所等）を用いて整理いただきたい。